



**NIKKEI**

## JPX 日経インデックス人的資本 100 算出要領

2025 年 7 月 22 日版

株式会社 J P X 総研  
株式会社 日本経済新聞社

2025 年 5 月 8 日発行

## 目次

はじめに .....	3
I. 指数の概要 .....	4
II. 指数の算出 .....	5
1. 概要 .....	5
2. 算出式 .....	5
3. 採用価格 .....	5
4. 指数用株式数 .....	5
5. 順位係数及びキャップ調整係数 .....	6
6. 浮動株比率 .....	7
III. JPX 日経インデックス人的資本 100 の銘柄選定 .....	10
1. 初期選定及び定期入替 .....	10
2. 非定期の構成銘柄からの除外 .....	11
3. 非定期の構成銘柄への追加 .....	12
4. 選定用データに関する取扱い .....	12
IV. 基準時価総額の修正 .....	15
1. 修正対象となる事項 .....	15
2. 修正方法 .....	17
V. その他 .....	20
1. 指数値及び指数基礎情報の配信 .....	20
2. 利用許諾 .....	20

## 変更履歴

公表日	主な変更内容
2025/5/8	・新設

## はじめに

- 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」という。）と株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といい、J P X 総研と日経を総称して、以下「算出者」という。）が算出・配信を行う JPX 日経インデックス人的資本 100（以下「JPX 日経 HC100」という。）に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出・運営が困難と算出者が判断した場合は、算出者が適当とみなした処理方法により、これを行うことがある。
- 本資料は、算出者の著作物であり、本資料の全部又は一部をいかなる形式によっても算出者に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、算出者は、JPX 日経 HC100 の算出、配信若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、JPX 日経 HC100 の算出、配信若しくは公表の方法の変更、JPX 日経 HC100 若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。
- 算出者は JPX 日経 HC100 について、配当なし株価指数及び配当込み株価指数を算出する。

## I. 指数の概要

- JPX 日経 HC100 は、JPX 日経インデックス 400 の構成銘柄を母集団とし、人的資本（ヒューマンキャピタル）を意識した経営への取組状況等を基に、算出者が選定した銘柄で構成する。
- JPX 日経 HC100 の構成銘柄数は、原則として 100 銘柄である。ただし、この「原則数」は、8 月の定期入替時において適用する銘柄数であり、その後の上場廃止等によって、構成銘柄数は、一時的に原則数とならないこともある。
- 定期入替は年に 1 回（8 月）行う。
- 起算日は 2017 年（平成 29 年）8 月 31 日、基準値は 10,000 ポイントである。

## Ⅱ. 指数の算出

### 1. 概要

- ・ JPX 日経 HC100 は、時価総額加重方式により算出される株価指数である。指数値の単位はポイントで小数点以下第 2 位まで（小数点以下第 3 位四捨五入）とする。
- ・ JPX 日経 HC100 に用いる浮動株比率（以下「JPX 日経 HC100 用浮動株比率」という。）は、この章の 6. で定める浮動株比率（以下単に「浮動株比率」という。）に順位係数及びキャップ調整係数を乗じた比率とする。

### 2. 算出式

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出時の指数用時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times \text{基準値}$$

\* 算出時の指数用時価総額

$$= \sum (\text{各銘柄の指数用株式数} \times \text{採用価格})$$

### 3. 採用価格

- ・ JPX 日経 HC100 を算出する際の採用価格は、次の順序で採用する。

(1) 特別気配値段又は連続約定気配値段、(2) 約定値段、(3) 指数用基準値段（①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用）

### 4. 指数用株式数

- ・ 指数用株式数は、指数用上場株式数に JPX 日経 HC100 用浮動株比率を乗じたものである。

$$\begin{aligned} & \text{各銘柄の指数用株式数} = \text{各銘柄の指数用上場株式数} \\ & \quad \times \text{各銘柄の JPX 日経 HC100 用浮動株比率} \end{aligned}$$

- 指数用上場株式数は、上場株式数をベースに、指数算出用に加工した株式数である。通常、各銘柄の発行済株式数と指数用上場株式数は等しいが、例えば、株式分割等があった場合には、両者の間で、株式数を増減するタイミングの違いが生じ、一時的な差異が発生することがある。

## 5. 順位係数及びキャップ調整係数

- 順位係数は、JPX 日経 HC100 構成銘柄の選定に用いる総合人的資本スコア順位（Ⅲ章を参照）に応じてウェイトを調整する係数であり、下表のとおり算出する。なお、複数の銘柄において総合人的資本スコアが同じ値となる場合、それらの銘柄の順位は同順とし、いずれも該当する中で最も小さい（高い）順位とする。
- 順位係数は、定期入替時に適用し、翌年の定期入替日（8月最終営業日）まで変更しないものとする。

<表 順位係数の算出基準>

総合人的資本スコア順位	順位係数
1 位から 25 位	2.0
26 位から 50 位	1.5
51 位から 100 位	1.0
101 位から 120 位	0.5

- キャップ調整係数は、初期選定及び定期入替における基準日（以下「基準日」という。）における各銘柄の指数用上場株式数に採用価格、浮動株比率及び順位係数を乗じた構成銘柄のウェイトを元に、構成比率の上限が 10%となるように設定する。起算日又は定期入替日以降にキャップ上限を超える場合においても翌年の定期入替日までキャップ調整係数は変更しないものとする。
- ただし、後述の浮動株比率の定期見直しや JPX 日経 HC100 の構成銘柄が株式移転・株式交換等を実施することなどにより、上記構成銘柄のウェイトに著しく変化がある場合には、構成銘柄の順位係数又はキャップ調整係数の臨時見直しを行うことがある。

## 6. 浮動株比率

### (1) 概要

- ・ 浮動株比率（FFW=Free Float Weight）は「浮動株（市場で流通する可能性の高い株式）の分布状況に応じた比率」で、算出者が銘柄別に算定し、指数の算出に使用するものである。浮動株の分布状況が異なる銘柄 X と銘柄 Y では浮動株比率の値は異なる。
- ・ 浮動株比率の算定は、「①有価証券報告書等の公表資料（有価証券報告書を基に作成された株式会社東洋経済新報社のデータを含む。以下同じ。）から固定株（固定的所有と見られる株式）を推定、②固定株比率（=固定株数÷指数用上場株式数）を算定、③「1－固定株比率」の数値から浮動株比率を求める」の手順で行われる。浮動株比率の刻みは 0.00001 で、最小値は 0.00000、最大値は 1.00000 である。
- ・ 浮動株比率は、直近決算期末の分布状況を反映するために、決算期に応じて「定期見直し」を実施するほか、第三者割当増資等が生じ、浮動株の分布状況が著しく変化する場合には、算出者の判断によって適宜「臨時見直し」を実施する。

### (2) 定期見直し

- ・ 定期見直しの実施時期は原則として、次のとおり、銘柄の決算期によって異なる。

決算期	公表日	実施日
1月～3月	10月第5営業日	10月最終営業日
4月～6月	1月第5営業日	1月最終営業日
7月～9月	4月第5営業日	4月最終営業日
10月～12月	7月第5営業日	7月最終営業日

- ・ 定期見直しでは、原則として、有価証券報告書等の公表資料から算定した「1－固定株比率」の値を、次のテーブルのとおり、0.05刻みで切り上げた値を浮動株比率として採用する。
- ・ 有価証券報告書の提出遅延により、上表の公表日までに浮動株比率を算定できなかった銘柄については、銘柄の決算期によらず算定可能となって以降に最初に到来する定期見直しの実施時期に見直す。

定期見直し時のテーブル

1－固定株比率	～0.05	～0.10	～0.15	～0.20	～0.25	～0.30	～0.35	～0.40	～0.45
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

浮動株比率 (FFW)	0.05	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45
----------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

～0.50	～0.55	～0.60	～0.65	～0.70	～0.75	～0.80	～0.85	～0.90	～0.95	～1.00
0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00

### (3) 臨時見直し

- 以下に該当する事例が生じ、浮動株の分布状況が著しく変化することが見込まれる場合には、算出者の判断によって浮動株比率を適宜見直すことがある。

第三者割当増資、優先株転換・新株予約権行使、会社分割、合併・株式交換、公開買付、その他算出者が適当と認める事例

### (4) 固定株の認定

#### ① 基礎資料

- 有価証券報告書等の公表資料

#### ② 固定株の認定

- 以下に該当する株式は、原則として固定株として扱う。

大株主上位 10 位の保有株（注 1）、自己株式等（相互保有株式（会社法第 308 条 1 項により議決権の制限を受けている株式）を含む）、役員等の保有株、他の上場会社等が保有する株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（特定投資株式）（注 2）、その他算出者が適当とみなす事例（長期的又は固定的所有とみられる株式等）

注 1：「大株主上位 10 位の保有株」であっても、JPX 総研が浮動株とみなすことが適当であると判断した場合にはこの限りではない。

注 2：有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載される「みなし保有株式」は、固定株の集計対象としない。

(参考) 以下の事例は、算出者が浮動株とみなす一例にすぎず、全ての事例を網羅するものではない。

事例	該当する大株主
----	---------

原則として浮動株とみなすもの	証券金融会社、決済機関、DR発行のために預託された株式の名義人
<p>浮動株とみなす可能性のあるもの</p> <p>以下のいずれかの条件を満たし、算出者が浮動株とみなすことが適当であると判断した場合（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券報告書に信託種類、保有目的等が明記されているもの</li> <li>・ 不特定多数の保有株式を一元管理していることが明らかなもの</li> <li>・ 顧客の信用取引のための保有であることが明らかなもの</li> </ul>	信託銀行、マスタートラスト、グローバル・カストディアン、保険会社、証券会社等

（※）判断にあたっては、浮動株比率の急激な変動の抑制を考慮することがある。

## Ⅲ. JPX 日経インデックス人的資本 100 の銘柄選定

### 1. 初期選定及び定期入替

#### (1) 概要<sup>1</sup>

- ・ JPX 日経 HC100 の初期選定は、2017 年 6 月 30 日を基準日とし、(2)の「選定基準」に基づいて行う。
- ・ JPX 日経 HC100 の定期入替は、毎年 6 月最終営業日を基準日とし、(2)の「選定基準」に基づいて構成銘柄の見直し（追加・除外）を行う。
- ・ 定期入替の結果は 8 月最終営業日の 5 営業日前に公表し、定期入替後の株価指数の算出は 8 月最終営業日から行う。

#### (2) 選定基準

- ・ 以下の手順により構成銘柄の選定を行う（スコアの付与等に関する詳細は、「Ⅲ章 4. 選定用データに関する取扱い」を参照）。ただし、構成銘柄として採用することが著しく不相当と算出者が認めた場合、当該銘柄を非採用とすることがある。

##### ① 選定の母集団

当該年度の JPX 日経インデックス 400 の構成銘柄（JPX 日経 HC100 と同日を初期選定又は定期入替の基準日とする選定結果）を母集団とする。

##### ② 上記①の銘柄に、0 から 100 までの範囲で人的資本スコアを付与する。なお、人的資本スコアが付与できない銘柄は、選定対象から除外する。

##### ③ 上記②の銘柄に下表の各加点項目の該当状況を勘案した加点スコアを付与する。なお、これらの加点項目は、充足状況等を勘案して今後変更の可能性はある。

<表 加点スコアに係る項目及び基準>

---

<sup>1</sup> 2020 年の定期入替は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた有価証券報告書等の提出期限の延長等の一連の動きを踏まえ、定期入替の基準日を 2020 年 9 月 30 日、定期入替日を 2020 年 11 月 30 日としている。

加点項目	判定基準	加点スコア
女性管理職比率	・ 女性管理職比率が 30%以上	5
従業員給与の成長率	・ 従業員給与の成長率の順位が、母集団の中で、上位 40 位以内	5
従業員一人当たり 営業利益の成長率	・ 従業員一人当たり営業利益の成長率が、母集団の中で、上位 40 位以内	5

④ 上記②及び③で付与した人的資本スコア及び加点スコアを合計し、選定対象について総合人的資本スコア及び総合人的資本スコア順位を算定する。総合人的資本スコア順位は、総合人的資本スコアの高い順とする。

⑤ 上記④の総合人的資本スコア順位に基づき以下により構成銘柄を選定する。なお、総合人的資本スコアが同点の場合は、各銘柄の指数用上場株式数に採用価格を乗じたものが高い銘柄を優先する。

(a) 初期選定

上記④の総合人的資本スコア順位が高い順に 100 銘柄を採用する。

(b) 定期入替

- i. 基準日における JPX 日経 HC100 の構成銘柄の中で上記④の総合人的資本スコア順位が 120 位以内の銘柄のうち当該総合人的資本スコア順位が高い順に 100 銘柄を採用する。
- ii. 上記 i によっても、銘柄数が 100 に不足する場合には、上記④の総合人的資本スコア順位が高い順に 100 銘柄を採用する。

## 2. 非定期の構成銘柄からの除外

- ・ JPX 日経 HC100 の構成銘柄が、JPX 日経インデックス 400 の構成銘柄から除外される場合、当該銘柄を JPX 日経 HC100 の構成銘柄から除外する。(IV章を参照)
- ・ その他、構成銘柄として継続することが著しく不相当と算出者が認めた場合、当該銘柄を除外することがある。

### 3. 非定期の構成銘柄への追加

- ・ 構成銘柄が株式移転、合併、株式交換又は会社分割（以下「株式移転等」という。）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、完全親会社、存続会社又は承継会社（以下「新設会社等」という。）が遅滞なく上場する場合において、当該新設会社等の主体と算出者がみなす会社（株式移転比率、時価総額、売買代金等を参考に決定する。）が JPX 日経 HC100 の構成銘柄であるときは、当該新設会社等を追加する。（IV章を参照）
- ・ 前項 2. の非定期の除外によって、JPX 日経 HC100 の構成銘柄数が原則数を下回ることがあっても、原則数を満たすための非定期の追加は行わない。（毎年 8 月の定期入替の際に、原則数を満たすために必要な銘柄数の追加を行う。）

### 4. 選定用データに関する取扱い

JPX 日経 HC100 の選定にあたって利用するデータは、原則として以下のとおりとする。

#### (1) 人的資本スコア

- ・ ESG Book が提供する、初期選定又は定期入替の基準日時点の人的資本スコア（ESG Performance Score Core - Dimension Human Capital Score）の値を用いる。人的資本スコアの刻みは 0.01 で、最小値は 0.00、最大値は 100.00 である。
- ・ 初期選定から 2024 年 6 月最終営業日を基準日とする定期入替までにおいては、ESG Book が提供する 2025 年 4 月 8 日時点の人的資本スコアを用いる。

#### (2) 加点項目に係るデータ

- ・ 対象期間内に吸収合併又は株式交換を行っている場合、吸収合併又は株式交換前の期については原則として吸収合併後に存続している会社又は株式交換後に親会社となった会社の情報を用いる。
- ・ 対象期間内に株式移転、新設合併又は会社分割による継承等によりテクニカル上場を行っている場合は、テクニカル上場以前の期については当該テクニカル上場に係るコーポレートアクションにおいて主体と算出者がみなす会社（株式移転比率、売買代金、時価総額等を参考に決定する）の情報を用いる。
- ・ 変則決算により、算定期間の月数が 12 ヶ月を超過する場合又は不足する場合は 12 ヶ月の水準となるよう調整を行う。
- ・ 加点項目の情報及び加点項目の算出に必要な情報がない場合、当該加点スコアの付与を行わない。

### ① 女性管理職比率

- ・ 初期選定から 2023 年 6 月最終営業日を基準日とする定期入替までにおいては、ESG Book が提供する 2025 年 4 月 8 日時点のデータを利用する。
- ・ 2024 年 6 月最終営業日以降を基準日とする定期入替においては、基準日の属する年の 1 年前の 4 月期決算から基準日の直前の 3 月期決算までの有価証券報告書(変則決算により当該期間に有価証券報告書を提出していない場合は、当該期間以前の直近の有価証券報告書)の「従業員の状況」に記載される連結会社における「管理職に占める女性労働者の割合」(連結会社における「管理職に占める女性労働者の割合」を記載していない場合は、提出会社における「管理職に占める女性労働者の割合」)の情報を利用する。
- ・ 対象期間内に、株式移転、新設合併又は会社分割による継承等によりテクニカル上場を行っている場合であって、基準日の属する年の 1 年前の 4 月期決算から基準日の直前の 3 月期決算までの有価証券報告書を提出していない場合は、女性管理職比率に係る加点スコアの付与を行わない。

### ② 従業員給与の成長率

- ・ 従業員給与の成長率は、以下のとおり算出する。

$$\text{従業員給与の成長率} = \left( \frac{\text{直近の従業員給与}}{\text{3 期前の従業員給与}} \right)^{\frac{1}{3}} - 1$$

- ・ 従業員給与は、初期選定又は定期入替の基準日の属する年の 4 年前の 4 月期決算から基準日の直前の 3 月期決算までの有価証券報告書(変則決算により当該期間に有価証券報告書を提出していない場合は、当該期間以前の直近の有価証券報告書)の「従業員の状況」に記載される「平均年間給与」の情報を利用する。
- ・ ただし、対象期間内に、株式移転、新設合併又は会社分割による継承等によりテクニカル上場を行っている場合であって、テクニカル上場した会社の利用可能な有価証券報告書が 4 期分に満たない場合は、以下のとおり算出する。

利用可能な有価証券報告書が 3 期分である場合：

$$\text{従業員給与の成長率} = \left( \frac{\text{直近の従業員給与}}{\text{2 期前の従業員給与}} \right)^{\frac{1}{2}} - 1$$

利用可能な有価証券報告書が 2 期分である場合：

$$\text{従業員給与の成長率} = \frac{\text{直近の従業員給与}}{\text{1 期前の従業員給与}} - 1$$

※ 利用可能な有価証券報告書が1期分の場合は算出を行わない。

③ 従業員一人当たり営業利益の成長率

- 従業員一人当たり営業利益の成長率は、以下のとおり算出する。

従業員一人当たり営業利益の成長率

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{直近3期分の営業利益合計}}{\text{直近3期分の従業員数合計}} \\ &\div \frac{\text{直近の前年までの3期分の営業利益合計}}{\text{直近の前年までの3期分の従業員数合計}} - 1 \end{aligned}$$

- 営業利益は、上場会社が公表する決算短信のうち、基準日の属する年の4年前の4月期決算から基準日の直前の3月期決算までのものを利用する。
- 従業員数は、基準日の属する年の4年前の4月期決算から基準日の直前の3月期決算までの有価証券報告書（変則決算により当該期間到有価証券報告書を提出していない場合は、当該期間以前の直近の有価証券報告書）の「従業員の状況」に記載される連結会社における「従業員数」（連結財務諸表を作成していない場合は「提出会社の状況」における「従業員数」の情報を利用する。）
- 直近3期分の営業利益合計又は直近の前年までの3期分の営業利益合計が0以下の場合、従業員一人当たり営業利益の成長率に係る加点スコアの付与を行わない。

## IV. 基準時価総額の修正

- ・ JPX 日経 HC100 の算出において、構成銘柄の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、次に示すとおり基準時価総額を修正する。
- ・ ただし、起算日から 2025 年 7 月 18 日までの間の修正対象となる事項及び修正方法については、この章に規定する取扱いと異なる場合がある。

### 1. 修正対象となる事項

#### (1) 構成銘柄の追加及び除外

	修正を要する事項		修正日	修正に使用する株価
追加	新規上場	JPX 日経 HC100 の構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が JPX 日経 HC100 に追加される場合	新規上場日(注 1)	基準値段
		毎年 8 月の定期入替	8 月最終営業日	修正日の前営業日の株価
除外	上場廃止	JPX 日経 HC100 の構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が JPX 日経 HC100 に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日(注 1)(通例、上場廃止日の 2 営業日後)	上場廃止日の前営業日の株価(注 2)
		上記以外(合併、株式交換などにより非存続会社となる場合等)	上場廃止日(注 1)	修正日の前営業日の株価
		整理銘柄、特別注意銘柄への指定	整理銘柄、特別注意銘柄への指定日(注 1)の 4 営業日後	修正日の前営業日の株価
		毎年 8 月の定期入替	8 月最終営業日	修正日の前営業日の株価

※ 基準時価総額の修正は、修正日の前営業日の引け後(修正日の立会開始前)に行われる。以下同じ。

注 1: 休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注 2: 上場廃止日から除外日の前営業日までの間は、上場廃止日の前営業日の株価を用いて指数を算出する。

#### (2) 指数用株式数の変更

修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価
JPX 日経 HC100 用浮動株比率の変更	変更日	修正日の前営業日の株価

修正を要する事項		修正日	修正に使用する株価
公募増資		変更(追加)上場日(払込期日の翌日) (注1)	修正日の前営業日の株価
第三者割当増資		変更(追加)上場日(払込期日の2営業 日後)の5営業日後	修正日の前営業日の株価
株主割当増資		権利落ち日	1株当たり払込金
新株予約権の行使		行使された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
優先株等の転換		転換された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
自己株式消却		自己株式が消却された日の翌月末 (最終営業日)	修正日の前営業日の株価
合併・ 株式 交換	算出者又はJPX総研で算出 する指数の構成銘柄(注2)を非 存続会社とする場合(JPX日経 HC100の構成銘柄を存続会社、 算出者又はJPX総研で算出す る指数の構成銘柄を非存続会 社とする場合に限る)	非存続会社の上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	上記以外(株式交付子会社が非 上場会社である株式交付を含 む)	変更(追加)上場日(効力発生日)	修正日の前営業日の株価
政府保有株の売出し (日本電信電話、日本たばこ、日本郵政、 東京地下鉄)		算出者が定めた日(注3)	修正日の前営業日の株価
新株予約権の無償割当てによる増資(注 4)		権利落日	1株当たり払込金
会社分割(吸収分割)		変更(追加)上場日(効力発生日)	修正日の前営業日の株価
その他の調整(注5)		当該情報が「所報で公表された日」の 当月末又は翌月末	修正日の前営業日の株価

注1：変更(追加)上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。(以下同じ)

注2：算出者又はJPX総研で算出する指数の構成銘柄のうち、原則として普通株式を対象とする。

注3：受渡日を原則とする。

注4：新株予約権の無償割当てによる増資(いわゆるライツ・オファリング)については、権利付最終日の指数用上場株式数に、1株につき割当てられる新株予約権の個数を乗じた株式数を増加させる。

注5：例えば、「新株予約権付社債等の発行会社が株式分割を実施した場合」、「株式分割、株式併合、株主割当の際に、株式分割等の比率に基づき算出された株式数と効力発生日以降に確定する株式数に差異が生じた場合」、「既に指数の算出に反映済みの内容について、上場会社から事後の訂正があった場合」、「政府

保有株式の売出しについて、株式数確定が追加上場日以降に所報で公表された場合」など。

注 6：株式分割、株式併合など、株式数の増加（減少）に応じて株価を修正する場合には、時価総額の変動がないため、基準時価総額は修正しない。

注 7：修正を要する事項が所報で公表された日と当該情報による修正日が著しく近接している場合、原則として、その他調整等で後日反映する。

### (3) 元データ

- ・ 基準時価総額の修正事由やその内容、変更日等に関する元データは、東証が発行会社からの報告等を基に日々公表している「所報」から採取する。(浮動株比率の算定についてはⅡ. 6 項参照)
- ・ なお、上記の基準時価総額の修正事由に関して、発行会社の報告に基づき所報が訂正された場合でも、既に算出・公表した指数の値について過去に遡って修正することを行わない。

## 2. 修正方法

### (1) 配当を考慮しない指数（配当なし指数）

#### ① 修正方法

- ・ 指数の連続性が維持されるよう、次の算式により基準時価総額を修正する。

$$\begin{aligned} \text{算式} &= \frac{\text{前営業日の時価総額}}{\text{旧(修正前)基準時価総額}} \\ &= \frac{(\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{新(修正後)基準時価総額}} \end{aligned}$$

\* 修正額＝指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価  
したがって、

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

#### ②修正例

- ・ 仮に、旧基準時価総額を 200 兆円、前日の時価総額を 400 兆円とすれば、前日の指数値は、

$$\text{前日の指数値} = 400 \text{ 兆円} \div 200 \text{ 兆円} \times 10,000 = 20,000.00 \text{ ポイント}$$

となる。

- ・ 仮に、A銘柄の指数用株式数が公募増資のため1億株増加し、前日終値が2,000円だったとすれば、修正額は1億株×2,000円=2,000億円となる。よって、新基準時価総額は、

$$\text{新基準時価総額} = 200 \text{兆円} \times (400 \text{兆円} + 2,000 \text{億円}) \div 400 \text{兆円} = 200.1 \text{兆円}$$

となる。

- ・ 次のとおり、今日の指数値は、構成銘柄すべてに株価の変化がなければ、前日と変わらずの20,000.00ポイントとなる。(このように、基準時価総額の修正によって、公募増資による時価総額の増加の影響を受けずに、指数の連続性が保たれるのである。)

$$(400 \text{兆円} + 2,000 \text{億円}) \div 200.1 \text{兆円} \times 10,000 = 20,000.00 \text{ポイント}$$

## (2) 配当込み指数

- ・ 配当込み指数の算出において使用する配当金は、税引き前の配当金を使用する。
- ・ 配当落日の時点では、当期の配当金額は未確定であるため、配当落金額による基準時価総額の修正は、「(a) 予想配当金による修正」と、「(b) 予想配当金と決算短信等で公表された配当金の差異による微調整」の2回に分けて行う。

### a. 予想配当金による修正

- ・ 配当落日に、予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し、前項による基準時価総額の修正を行う。使用する予想配当金は、原則として、以下のとおり決定する。

- ① 当期の配当金額が適時開示情報にて公表されている場合は、その金額とする。
  - ② 当期の配当金額が確定していない(上記①のとおり公表されていない、又は同金額が未定等の場合)は前期配当金額とする。
- ・ 基準時価総額の修正方法は、基本的には前項(1)と同様だが、次の算式のとおり、剰余金の配当による修正を行う点異なる。

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} - \text{配当落金額の総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

- \* 各銘柄の配当落金額 = 配当落日前営業日の指数用株式数 × 予想配当金
- \* 配当落金額の総額 = 各銘柄の配当金額の合計
- \* 修正額 = 指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

**b. 予想配当金と決算短信等で公表された配当金の差異による微調整**

- ・ 配当落日に使用した予想配当金と、決算短信又は剰余金の配当に関する開示（以下「決算短信等」という。）で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄について配当落金額の微調整を行う。具体的には、決算短信等で配当金が公表される日（以下「公表日」という。）の月末営業日（ただし、公表日が月末営業日の前営業日又は月末営業日の場合においては、原則として翌月末営業日）に、配当落微調整額の総額を算出し、基準時価総額の修正を行う。

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} - \text{配当微調整額総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

- \* 各銘柄の配当微調整額 = 配当落日前営業日の指数用株式数  
× (決算短信等で公表された配当金 - 予想配当金)
- \* 配当微調整額総額 = 各銘柄の配当微調整額の合計
- \* 修正額 = 指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

## V. その他

### 1. 指数値及び指数基礎情報の配信

#### (1) 指数値

- ・ JPX 日経 HC100 の配当なし株価指数の指数値は、東証相場報道システムを通じてリアルタイム（15 秒間隔）で全国の証券会社、報道機関等へ配信する。
- ・ また、JPX 日経 HC100 の配当込み指数については終値のみを算出する。

#### (2) 指数基礎情報

- ・ JPX 日経 HC100 に係る日々の指数基礎情報（基準時価総額、構成銘柄の指数用株式数等）は、JPX 総研「指数基礎情報」および日経平均プロフィール「プレミアム・データ・パッケージ」において配信する。

### 2. 利用許諾

JPX 日経 HC100 は算出者の知的財産であり、同指数の算出、数値の公表、配信又は利用など指数に関するすべての権利は算出者が有している。このため、JPX 日経 HC100 の一部又は全部を利用した先物・オプションなどの金融派生商品の提供、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・販売などを行う場合には、算出者とのライセンス契約が必要となる。また、データ提供など JPX 日経 HC100 の一部又は全部を第三者に配信・提供等する場合にも、算出者とのライセンス契約が必要となる。

以上